

道路占用許可申請等の

オンライン化について

道路局路政課道路利用調整室

坂上係員

そうですね。それに、道路法施行規則第四条の三では、その様式まで定めているわね。

道路法施行規則第四条の三

法第三十二条第二項の申請書及び法第三十五条の規定により協議し、同意を得ようとする場合の協議書の様式は、別記様式第五とする。

2 略

大野係員

(電話呼び出し) はい、道路管理課です。あ、市役所の佐藤さんですか、お世話になっております。ええ、電子申請できますよ…。えっと、調べて午後にも折り返し電話します。失礼します。

なるほどね。電子申請できるようにするのは

いいけど、そもそもそのオンラインでなされた申請に法的根拠があるのかっていうことね。それで、何かわかったの？

大野係員

今、色々調べてるんですけど、確かに道路法

坂上係員

大野君どうしたの？

大野係員

市役所の佐藤さんからの電話だったんですけど、今度、市役所でも占用許可申請等を電子申請できるようにするそうなんです。それで、直轄国道はどうしているのかっていう質問でした。もちろん電子申請できますよって答えたんですけど、その電子申請できる根拠は何なんですかって聞かれちゃって…。

道路法第三十二条

略

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一～七 略

3～5 略

大野係員

そうなんですよね。これだけしつかりと申請書を出していることが規定されているということ、そもそもオンラインで提出された申請は法的な根拠がないんですかね。

坂上係員

申請・届出等のオンライン化や電子政府の推進といったことは政府全体の方針よね。道路法に限定しないで政府の施策を調べてみた方がいいんじゃない？

大野係員

そうですね。調べてみます。

大野係員

あ、ありました。行政手続等における情報通信

の技術の利用に関する法律（以下、行政手続オンライン化法という。）に規定されているようですね。行政手続オンライン化法第三条において、行政機関は、申請、届出など法令の規定に基づき行政機関に対して行われる通知に関して、個別法令の規定により書面により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、書面によることに加え、オンラインにより行わせることができるとしていますね。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 第三条

行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3、4 略

渡邊課長

そのとおりだね。

坂上係員・大野係員

あ、課長。お疲れさまです。

渡邊課長

行政手続のオンライン化については、平成二二年に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が制定され、それに基づいて「IT戦略本部」が設置されるなど政府全体の施策のひとつとして促進が図られているところだね。具体的には、世界最先端のIT国家となることを目標とした「e-Japan戦略」や、国・

地方自治体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率を二〇一〇年度までに五

〇%以上とすることとした「IT新改革戦略」などがIT戦略本部によって決定されているよ。このような政府の施策の中で制定されたのが、さっき大野君の言っていた行政手続オンライン化法だね。この法律は、申請・届出等手続きのオンライン化を原則として可能とするための基盤整備の一環として、手続きのオンライン化に当たつての法令上の支障を排除するために必要な規定の整備を行ったものだと言えるね。これによって、オンラインによって行われた申請・届出等は、個別法令の規定により書面により行われたものとみなされて、当該個別法令を適用することができるようになるんだね。

坂上係員

なるほど。行政手続のオンライン化が進めば、申請者は二四時間・三六五日いつでも申請することができるようになりますし、わざわざ事務所や出張所に向かなくてもよくなりますよね。道路管理者にとっても事務の簡素化・合理化につながるわけで、申請者・道路管理者双方に恩恵のあることと言えますね。

渡邊課長

そのとおりだね。ところで、勉強はこれぐらいにして、そこにたくさんあるファイルの整理をしたいから、二人も手伝ってくれるかな。

坂上係員

はい、わかりました。

大野係員

課長、これからは何事も電子化の時代ですよ。資料の管理も電子でやっていきましょう。というわけで、このファイルは全部処分しちゃっていいですかね。

坂上係員

（また、生意気なこと言ってるわね…。）

そうね、これからはやっぱり電子化の時代だし、まず手始めに大野君には二四時間・三六五日働いてもらいましょうか、課長。

大野係員

そ、そんな…。

（この項終わり）